

## 小松製作所健康保険組合加入（被扶養者）に関する誓約書

（対象：配偶者である被扶養者とそれ以外の40歳以上※被扶養者）

※扶養認定理由発生日時点

小松製作所健康保険組合へ被扶養者として加入するにあたり、下記の事項について承諾・厳守することをここに誓約いたします。

### 記

1. 被扶養者認定基準を満たさなくなった場合の速やかな届出及び健康保険証の返還
2. 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて健康保険組合が実施する「特定健康診査」（コマツゆうゆう健診）の受診
3. 健康保険組合が実施する「健康づくり事業」への積極的参加
4. 健康保険組合が実施する「保険給付費適正化対策」への協力
5. 「健康づくり事業」への参加案内及び参加促進等を被保険者経由で行うこと

\*上記詳細は裏面を参照ください。

年 月 日

被保険者証記号 \_\_\_\_\_ 番号 \_\_\_\_\_

被保険者氏名（自署） \_\_\_\_\_

被扶養者氏名（自署） \_\_\_\_\_

### 注意事項

- ・誓約書の内容を確認の上、被保険者（社員）及び被扶養者氏名それぞれ署名ください。
- ・必ず控えを取りお手元に保存ください。

1. 被扶養者認定基準を満たさなくなった場合の速やかな届出及び健康保険証の返還  
被扶養者認定基準を満たさなくなった時点以降に健康保険証を使用した場合は遡って医療費を請求いたします。
2. 「特定健康診査」(コマツゆうゆう健診)の受診
  - ・国が定める項目より充実した健診項目を小松製作所健康保険組合が契約している健診機関・巡回会場にて、無料(全額健康保険組合負担)にて、実施しています。案内が届いたら必ず受診ください。
  - ・被扶養配偶者及び40歳以上被扶養配偶者でやむを得ない事由(出産・入院・海外帯同等)以外
3. 「健康づくり事業」(保健事業)への積極的参加
  - (1) 特定保健指導(ゆうゆうサポート)
    - ・健診結果により生活習慣病のリスクがあった方に対し、生活習慣改善のサポートを行います。案内が届いたら、積極的に参加ください。
  - (2) 重症化予防対策
    - ・糖尿病治療が必要な方に対し、専門医受診の機会の提供、継続受診のフォロー、生活習慣改善のサポートを行います。案内が届いたら、積極的に参加ください。
  - (3) 医療機関受診勧奨事業
    - ・健診結果により、医療機関への受診が必要な方には、受診勧奨の通知を配布しますので、すみやかに、医療機関を受診ください。など
4. 健康保険組合が実施する「保険給付費適正化対策」への協力
  - (1) 就職・収入オーバー等で被扶養者資格を喪失した後は、当健康保険組合の保険証を使用しないでください。
  - (2) 自動車事故など他人の加害行為が原因で病気やけがをしたとき(第三者行為)速やかに健康保険組合へ連絡ください。
  - (3) パート・アルバイト等就業している方が下記起因で負傷・疾病した場合、労災保険が適用されるため、健康保険証を使用しないでください。
    - ・就業中に負傷・疾病した場合
    - ・通勤中に負傷・疾病した場合
  - (4) 当健康保険組合より負傷原因等の調査に対し、回答等の協力ください。
  - (5) ジェネリック通知書に記載がある医薬品切換えへの協力ください。
5. 「健康づくり事業」への参加案内及び参加促進等を被保険者経由で行うこと  
例：ゆうゆう健診案内の配布 及び ゆうゆう健診、特定保健指導等の受診促進

詳細は小松製作所健康保険組合のホームページをご参照ください。

<http://www.komatsu-kenpo.or.jp/>

